

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 目見田 貴彦
(公印省略)

療養費補助金に係る振込回数の変更について

このことについて、令和 7 年 4 月 1 日から振込手数料が発生することに伴い、経費節減のため、療養費補助金の振込回数を下記のとおり変更しますので、会員の皆様に御周知の程よろしく申し上げます。

記

○振込回数の変更

療養費補助金は、これまで毎月 10 日に振り込んでおりましたが、令和 7 年 4 月 10 日給付以降、集約してお振込みいたします。

支給日	共済組合に加入している会員	共済組合に加入していない会員
現 行	通常受診月の 3 か月後の 10 日(自動給付)	請求書提出月(月末締め)の翌月 10 日
令和 7 年度	4 月 10 日(1 月受診分) 9 月 10 日(2 月～6 月受診分) 3 月 10 日(7 月～12 月受診分)	4 月 10 日(3 月提出分) 9 月 10 日(4 月～8 月提出分) 3 月 10 日(9 月～2 月提出分)
令和 8 年度 以降	9 月 10 日(1 月～6 月受診分) 3 月 10 日(7 月～12 月受診分)	9 月 10 日(3 月～8 月提出分) 3 月 10 日(9 月～2 月提出分)

※振込口座について

互助会からの給付等は、御入会当時、入会届書に記入されていた口座へお振込みします。口座に変更があった場合は、すみやかに「金融機関変更届書」を提出してください。

御本人の意思で変更する場合だけでなく、銀行の統廃合・支店の名称の変更などにより口座が変わる場合もありますので御注意ください。